令和６年度市町社会福祉協議会における成年後見制度受任状況調査結果（山口県）

【調査の目的】

成年後見制度の受任体制、受任状況等を把握することにより、山口県における今後の推進方策を検討するための基礎資料とする。

【調査対象】

山口県内１９市町社会福祉協議会（以下「市町社協」という）に対して調査を行い、全１９市町社協より回答があった。

【調査方法】

Microsoft　Forms を活用した自記式調査

【調査基点】

令和６年８月１日現在

１　受任状況等について

・　１３市町社協（全体の約６８％）において受任体制が整っており、６市町社協（全体の約３２％）では受任体制が整っていない状況である。

・　令和５年度末の受任件数としては、０件が２市町社協、１～５件が７市社協（全体の約５４％）、６件～１０件が３市社協（全体の約２３％）、１１件以上が１市社協（全体の約８％）となっている。

・　担当者数は各社協でばらつきがある。担当者一人あたり１．３件から最大で６件を担っている。

＜表1＞市町社会福祉協議会における受任件数等

市町社協名	受任体制	受任件数 R5年度末	担当者数	市町社協名	受任体制	受任件数 R5年度末	担当者数
下関市	あり	5件	3名	美祢市	あり	3件	3名
宇部市	あり	22件	5名	周南市	あり	4件	2名
山口市	あり	4件	3名	山陽小野田市	あり	3件	2名
萩市	あり	8件	3名	周防大島町	なし		
防府市	あり	6件	1名	和木町	なし		
下松市	あり	0件	2名	上関町	なし		
岩国市	あり	6件	2名	田布施町	なし		
光市	あり	2件	1名	平生町	あり	0件	0名
長門市	なし			阿武町	なし		
柳井市	あり	3件	1名	合計		66件	28名

【受任体制のある１３市町社協が回答】

２　法人として支援対象としている地域について

・　支援対象地域は基本的には各市町社協所在市町内となっている。

・　受任者調整会議や地域連携ネットワークに参画している市町社協は受任体制が整っている１３の市町社協の内、約７７％の１０市町社協である。

＜表2＞支援対象地域及び受任調整会議・地域連携ネットワークの参画状況

市町社協名	支援対象地域	受任調整会議や地域連携ネットワークに参画している自治体名
下関市	下関市	下関市
宇部市	宇部市	なし
山口市	山口市	山口市（受任調整会議、成年後見制度利用促進会議）
萩市	萩市	萩市
防府市	防府市	防府市
下松市	下松市 但し、受任後に他市へ転出された場合は柔軟に対応する。	下松市（権利擁護ネットワーク委員会）
岩国市	岩国市	なし
光市	光市	光市
柳井市	柳井市	なし
美祢市	美祢市（美祢市から市外施設等入所者も対応）	美祢市
周南市	周南圏域（受任件数：周南市3件、下松市1件）	周南市
山陽小野田市	山陽小野田市	山陽小野田市
平生町	平生町	平生町

３　法人後見のメリット、個人が後見人になることとの違い

・　法人後見では、後見等事務の継続性が担保される。…５件

・　法人内で相互監視を行うことで、不正防止を図ることが可能になる。…２件

・　複数ということで、担当者が個人的に対応をすることが難しい事態が起きた時の対応が可能である。…２件

・　後見人の健康不安により担当できなくなった場合や、被後見人と気が合わない場合でも、複数の職員がいるため、変更することができる。…２件

・　組織としての基盤があるため、他機関と連携する際、社会的な信用も高く、連携が行いやすい。

・　自治体の報酬助成を利用できる（※個人後見人が家族の場合利用不可）

・　個人後見人は担当者が変わると家庭裁判所に書類提出が必要だが、法人後見は書類提出が不要。

４　法人後見に引き継ぐケース、個人後見人と共同後見しているケースについて

・　個人後見から法人後見に引き継いだケースについては５社協あった。

・　個人後見人と共同後見しているケースは２社協あった。

＜表3＞法人後見に引き継いだケース、個人後見人と共同後見しているケース

市町社協名	個人後見から法人後見に引き継いだケース	個人後見と共同後見をしているケース
下関市	若年者で法的な課題が解決した後、長期にわたる身上監護が主に必要となったケース	身上監護だけでなく、財産管理にも大きな課題があるケース
宇部市	個人後見人が、生活費及び債務返済に充当するため財産を流用したこと及び後見期間が長期にわたる2点の理由から新たに後見人として選任され引き継いだ。	なし
山口市	なし	なし
萩市	なし	なし
防府市	なし	なし
下松市	なし	なし
岩国市	もともと家族が後見人になっていたが動けなくなり、当法人が日常生活自立支援事業を担当したこともあったため、法人後見として担当することになった。	なし
光市	なし	なし
柳井市	後見人の支援が困難になったため。	以前信託銀行の契約が必要なケースがあり弁護士と共同後見をしたが、信託銀行の契約完了後、弁護士は辞任した。
美祢市	親族後見人が高齢で対応困難になられたため法人が引き継いだ。	なし
周南市	なし	なし
山陽小野田市	なし	なし
平生町	なし	なし

５　法人後見を実施する上での課題等

・　土日・祝日や営業時間外の急遽対応や相談対応は難しい。…２件

・　被後見人の意思決定に時間がかかる。

・　体制を維持するための財源確保

・　共同での受任の際に報酬が少なくなる。

・　担当する職員の専門性、知識、経験の継続性。

・　担当者が変わるので、引き継ぎが不十分な場合もあり得る。

・　組織として対応するため、対応にやや時間を要する場合がある。

・　法人での受任ではあるが担当者一人の専任となるため、土日祝、夜間などの連絡体制が整備されていない。

・　親族等の関係が希薄な方の医療同意や死後事務等

・　人事異動等で職員の対応力に差が生じるため、不動産等の資産を保有している方の後見については、原則引き受けない様にしている。資産を動かす必要があれば、法律家に相談しながら進めていけるという意見もあるが、繋ぐタイミングや必要性を判断できる職員を継続的に配置できるとは限らない。

【受任体制のない６市町社協が回答】

６　受任体制の構築の検討状況

・　受任体制の構築を検討しているのは長門市社協のみである。他５町社協は受任体制の構築を検討していない。

・　長門市社協は、受任依頼があれば対応を検討するが、法人後見専門員（法人後見担当者）の確保・増員、法人後見支援員（非常勤職員）の確保・増員が課題となり、構築が出来ていない状況にある。

・　受任体制の構築を検討していない５町社協の理由として、活動に要する予算確保ができないためと回答している町社協が３社協あり、最も多い理由となっている。

市町社協名	受任体制の構築を検討していない理由
周防大島町	・活動に要する予算が確保できないため。 ・地域に成年後見制度に対するニーズが少ないことを把握しているため。 ・人員不足
和木町	・地域に成年後見制度に対するニーズが少ないことを把握しているため。
上関町	・実施に向けてどのように手続きを進めてよいか分からないため。 ・地域に受け皿がない。 ・後見人を受ける候補者が現段階ではないため。
田布施町	・活動に要する予算が確保できないため。
阿武町	・活動に要する予算が確保できないため。 ・地域に適切な後見人等候補者がいることを把握している（受け皿が足りている）ため。